

(1) 制度の概要について

小児慢性特定疾病医療受診券の交付を受けた、在宅療養をしている児童に対し、車いすや電気式たん吸引器等の日常生活用具を給付し、生活の便宜を図ることを目的としている。

(2) 給付の対象者及び用具の種類

対象者は、松戸市内に住所を有し、下表における「種目」ごとの「対象者」に該当する方。(ただし、障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方に限る)

種目	基準額	対象者	性能
便器	4,900円	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット	21,560円	寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	166,320円	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台	169,400円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	66,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1)小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	99,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	73,700円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	16,500円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	77,440円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	13,380円	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	62,040円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	22,000円	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの
紫外線カットクリーム	41,580円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	39,600円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	173,250円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(蓄便袋)	113,520円	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(蓄尿袋)	149,160円	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	128,700円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

購入前の申請が必須です。購入後は申請出来ませんのでお気を付けください。

(3) 申請手続きについて ◎申請書類を揃える前に、一度障害福祉課までお問い合わせ下さい。
(状況により※印の提出書類が変わってきます。)

①下記の申請書類の準備

- ・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書 (障害福祉課窓口でお渡します)
- ・小児慢性特定疾病児日常生活用具 意見書 (障害福祉課窓口でお渡します)
- ・用具の見積書

※小児慢性特定疾病医療受診券(発行については松戸保健所が窓口です。)又は申請時の診断書の写し

※市県民税の課税証明書(課税対象となる世帯員全員のものがが必要です。ただし省略できる場合もあります)

- ・印鑑
- ・個人番号(マイナンバーカード)が確認できる書類

②申請書類の受付後、担当者による家庭状況・身体状況の調査があります。

③提出書類と調査内容の審査の上、用具の給付を決定。

(4) 助成内容について

用具購入の費用を各種目の限度額内で給付します。いずれも、課税状況(住宅ローン控除などを除いた金額)によって費用の一部負担があります。

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割額の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1階層	2,900	290
		3,001～5,800円	D2階層	3,450	350
		5,801～8,700円	D3階層	3,800	380
		8,701～13,000円	D4階層	4,250	430
		13,001～17,400円	D5階層	4,700	470
		17,401～22,400円	D6階層	5,500	550
		22,401～28,200円	D7階層	6,250	630
		28,201～58,400円	D8階層	8,100	810
		58,401～75,000円	D9階層	9,350	940
		75,001～96,600円	D10階層	11,550	1,160
		96,601～121,800円	D11階層	13,750	1,380
		121,801～175,500円	D12階層	17,850	1,790
		175,501～221,100円	D13階層	22,000	2,200
		221,101～380,800円	D14階層	26,150	2,620
		380,801～549,000円	D15階層	40,350	4,040
		549,001～579,000円	D16階層	42,500	4,250
		579,001～700,900円	D17階層	51,450	5,150
		700,901～849,000円	D18階層	61,250	6,130
		849,001～1,041,000円	D19階層	71,900	7,190
			1,041,001円以上	D20階層	全額

徴収基準月額:対象児1人目の負担額
徴収加算月額:2人目以降の対象児にかかる負担額

お問い合わせ先
松戸市 障害福祉課
電話:047-366-7348
担当:小児慢性特定疾病児日常生活用具